

法務省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
41	B 地方に対する規制緩和	その他	外国人受入環境整備交付金について、地方公共団体の予算編成や議会日程に配慮して、国の概算要求が公表される8月に合わせて、 ・交付申請等のスケジュール ・対象となる事業の要件 ・対象経費、対象外経費の別に関する情報を提供すること。	外国人受入環境整備交付金について、地方公共団体の予算編成や議会日程に配慮して、国の概算要求が公表される8月に合わせて、 ・交付申請等のスケジュール ・対象となる事業の要件 ・対象経費、対象外経費の別に関する情報を提供すること。	同交付金については、1月中旬に初めて国から説明があり、要綱案等の提示があつたのは1月末であった。本県の場合、当初予算の編成及び2月補正予算については、2月議会で提案するために作業を進める必要があり、その内閣年度の当初予算編成に間に合う時期に、国の支援制度等の情報をおいたぐことにより、国の支援があつて初めて実施できる事業内の調整は年内に完了している。このようなスケジュールでは、交付金を活用した事業の実施は非常に困難である。	日程に配慮いたぐことにより、全ての都道府県が平等に、交付金を活用した事業実施を検討することができる。	平成31年2月13日 「外国人受入環境整備交付金（整備）交付要綱」	法務省	秋田県、岩手県、盛岡市、宮古市、一関市、陸前高田市、大牧市、小牧市、西和賀町、湯沢市、大仙市、小坂町、羽後町、東成瀬村	川崎市、富山県、豊橋市、小牧市、大阪府、大阪市、島根県、広島市、愛媛県、熊本市	○平成31年度の事業実施にあたり、当県でも当初予算額の不足額が生じたため、2月補正により増額予定としている。（※当県の状況…当県では、多言語による相談体制の拡充を図るため、平成31年度当初予算において一般財源により事業費を確保していました。その後、国交付金の説明・募集があり、当県では、交付金申請にあたり事業規模を拡大したため、採択に伴い事業費を増額する必要が生じた。このため、財政所管課とも調整し、来年2月補正により予算額を増額することとし、それまでの間は他事業予算の流用にて対応することとした。） ○補正予算等の準備をすることはできず、仮に補正予算を組んでも、1か月半程度の期間で整備費を執行することは不可能であると判断し、当初の整備費交付金の申請は見送った。 ○当初予算及び2月補正予算に係る府内手続の調整が間に合つたため交付申請することができたが、手続に係る準備期間は極めて短かった。 ○当市においても、外国人受入環境整備交付金の活用に当たつて、当初予算編成に間に合わず、一次募集に申請することができなかつた。	ご指摘を踏まえ、国の予算決定スケジュールとの関係で可能な限り早期に同交付金に関する情報提供を行ってまいります。	

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
41	交付金の活用にあつては、いかにも有効な事業を実施し、成果を上げられるかが重要であり、検討と準備の時間を少しでも確保したいことから、早期の情報提供を要望するものである。 情報提供にあつては、事業立案に必要な内容はもちろんのこと、前年度から変更が生じた内容については、特に早期の提供をお願いしたい。	—	—	—	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		ご指摘を踏まえ、国の予算決定スケジュールとの関係で可能な限り早期に、同交付金に関する前年度からの変更内容を含む事業立案に必要な情報の提供を行ってまいります。 5.(法務省) (5)外国人受入環境整備交付金 外国人受入環境整備交付金については、令和2年度交付分から、前年度の12月までに事業の概要について事務連絡等により地方公共団体に周知する。 【措置済み(令和元年11月29日付け出入国在留管理庁在留管理支援部在留支援課補佐官事務連絡)】	

法務省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度改正による効果 (制度の所管・関係府省)	根拠法令等	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野							その他 (特記事項)	支障事例	
105	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	首長申立てで行う市町村の基準の明確化	市町村長は、老人福祉法等により、65歳以上の者等につき、その福祉を図るために特に必要があると認めどきは、成年後見審判の請求をすることができるところ、対象者の現在地と居住地、援護元が異なるなど、複数の市町村が関わる場合、いずれの市町村が成年後見審判の基準であるのか基準を明確にしてほしい。	対象者の現在地と居住地、援護元が異なるなど、複数の市町村が登録している市町村が関わる場合、対象者の状況を把握する立場で、市町村長の申請権が承認されるため、市町村長の申請権があることである。この結果、成年後見審判の申請が受けられる。	老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11により、それぞれ市町村長が、65歳以上の者の対象者につき、その福祉を図るために特に必要があると認めどきは、成年後見審判の請求をすることができる。	老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第28条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11	厚生労働省	茨木市	○関係自治体との調整に時間を要しているため、全国どの地域でも成年後見制度が効果的に活用されるよう、国が示すガイドライン等があると判断される。	成年後見審判の請求を行う主体については、成年後見審判を必要とする者の生活実態や支援の環境等が個人ごとに様々であることを踏まえ、関連する自治体間での調整に委ねられてきたところであり、一律に方針を示すことは難しいと考えており、提案自治体以外の自治体の意見も聞きながら慎重に検討する必要がある。

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
105	追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例からも、現状では自治体間の調整に時間を要していることが確認できる。 成年後見制度は対象者の権利擁護の為の制度と認識している。このため慎重に検討する必要もあると思うが、基準を明確化することにより、市町村間の調整時間を短くし、使いやすい制度として申立てを迅速に行い、支援を必要としている人にこの制度をつなげ、対象者の権利擁護を早期に行なうことが必要と考える。よって「居住地の市生活の拠点を置く自治体が成年後見審判の請求を行う主体になるのか、介護保険等の保険者に在りする自治体が主体になるのか慎重な検討をする必要があるかと考えられるが、一律の方針を定めていただくよう配慮いただきたい。 また、もし現状のとおり事例ごとに調整を加えていくとした場合に、自治体間の調整の結果、いずれかの自治体が請求を行うことになればよいが、どの自治体も対応せず、後見等を必要とする者に権利擁護の観点上、その人に不利益が生じた場合にどこがどう対応していくべきかは示していただきたい。	【十日町市】 成年後見制度は対象者の権利擁護の為の制度と認識している。このため慎重に検討する必要もあると思うが、基準を明確化することにより、市町村間の調整時間を短くし、使いやすい制度として申立てを迅速に行い、支援を必要としている人にこの制度をつなげ、対象者の権利擁護を早期に行なうことが必要と考える。よって「居住地の市生活の拠点を置く自治体が成年後見審判の請求を行う主体になるのか、介護保険等の保険者に在りする自治体が主体になるのか慎重な検討をする必要があるかと考えられるが、一律の方針を定めていただくよう配慮いただきたい。 また、もし現状のとおり事例ごとに調整を加えていくとした場合に、自治体間の調整の結果、いずれかの自治体が請求を行うことになればよいが、どの自治体も対応せず、後見等を必要とする者に権利擁護の観点上、その人に不利益が生じた場合にどこがどう対応していくべきかは示していただきたい。	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	-	これまで市町村長による審判の請求にあたっては、当該者の実情を把握し立場にある市町村長に対し審判の請求権を付与することとし、自治体ごとに運用のルールを定めていたが、このことは成年後見審判が必要とする者の生活実態や支援の環境等が個人ごとに様々であることを踏まえ関連する自治体間の調整に委ねられてきたところ、自治体におけるこれまでの運用経緯もあることから、一律の方針を示すことで何ら影響等について、提案自治体以外の自治体の意見も聞きながら慎重に検討する必要があるため、今後、国において必要な調査を行い、その結果に基づいて検討を行うこととした。	5(法務省) (2)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123)、知的障害者福祉法(昭35法37)及び老人福祉法(昭38法133) 市町村長(特別区の長を含む。)が、精神障害者及び65歳以上の者につき、その福祉を図るために特に必要があると認めるときに行う後見開始、保佐開始、補助開始等の審判の請求(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律51条の102、知的障害者福祉法28条及び老人福祉法32条)については、市町村(特別区を含む。)の申立事務を迅速に行う観点から、当該事務の実態等を調査するとともに、地方公共団体等の意見やこれまでの運用経緯等を踏まえつつ、審判の請求に係る市町村間の調整を円滑にするための方策について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:厚生労働省)		

法務省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
118	B 地方に対する規制緩和	その他	不動産取得税の課税資料と登記情報電子データの提供	不動産取得税については、固定資産税と同様に不動産の所有権移転登記に係る情報に基づき課税する。については、不動産取得税も固定資産税に係る地方税法第382条第1項と同様の規定を設けて、都道府県にも登記所からの通知が行われるよう、地方税法を改正し、都道府県においてもオンラインにより提供される登記済通知に係る電子データを活用できることにする。	【現行制度】不動産取得税の課税資料収集にあたっては、地方税法第20条の11の規定に基づき、職員が登記所を開設して登記申請書を閲覧して不動産の取得についての情報を書き記した課税額等を含めて必要事項を手書きで記入する。 【支障事例】手書きで写すため多大な業務量になっている。これに加え、転記ミス、収集漏れなどの可能性があり、転記内容について改めて別の職員が確認を行っている。管内に複数の登記所がある場合は、それぞれ訪問する必要がある。このように、人的労力が多くなっている。※平成29年度収集実績：約11万5,000件(+同数の見直し)、登記所への出張回数：約1,000回	不動産取得税の課税資料収集にあたっては、地方税法第20条の11の規定に基づき、職員が登記所を開設して登記申請書を閲覧して不動産の取得から課税までの期間の短縮も見込まれ、適切な賦課徴収が可能となる。	地方税法第20条の11、第382条第1項	総務省、法務省	埼玉県	全国地方税務協議会(平成30年度不動産取得税課税申込手帳)実施評価会議実験評議会(平成30年8月実施)※一部抜粋	青森県、岩手県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、神奈川県、富士市、横浜市、川崎市、東京都、大坂府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県	○当県においては、登記所に出向くことなく、市町村より紙ベースでの登記済情報の提供を受け課税資料としているが、資料が紙ベースであることから、賦課入力資料作成の際、誤って記入する事例があり、その確認作業に時間を使っている。 ○不動産の取得から課税までの期間の短縮も見込まれ、適切な賦課徴収が可能となる。 ○昨年末に、共同住宅の敷地が地上権であったものを所有権と誤認し、資料収集したことによる課税誤りが判明し、追加調査を行ったところ、県全体で127件、約958万円の課税誤りが判明した。直ちに、①現在行っている手書きの資料収集方法に加え、登記情報を写真撮影し、事務所での窓口・電話対応が手薄になるといった問題もある。 ○登記情報等の誤りによる課税誤りが判明した。直ちに、①現在行っている手書きの資料収集方法に加え、登記情報を写真撮影し、事務所での窓口・電話対応が手薄になるといった問題もある。 ○登記情報等の誤りによる課税誤りが判明した。直ちに、①現在行っている手書きの資料収集方法に加え、登記情報を写真撮影し、事務所での窓口・電話対応が手薄になるといった問題もある。 ○登記情報等の誤りによる課税誤りが判明した。直ちに、①現在行っている手書きの資料収集方法に加え、登記情報を写真撮影し、事務所での窓口・電話対応が手薄になるといった問題もある。 ○登記情報等の誤りによる課税誤りが判明した。直ちに、①現在行っている手書きの資料収集方法に加え、登記情報を写真撮影し、事務所での窓口・電話対応が手薄になるといった問題もある。 ○登記情報等の誤りによる課税誤りが判明した。直ちに、①現在行っている手書きの資料収集方法に加え、登記情報を写真撮影し、事務所での窓口・電話対応が手薄になるといった問題もある。	【経済省】現行制度では、不動産取得税に係る課税資料は固定資産税と密接に関連するため、都道府県は市町村が決定する当該不動産の価格とともに市町村経由で収集することとされているところであり、都道府県が課税資料を市町村経由で収集できない理由や連携上の課題等についてよく伺いながら、法務省と必要な対応を検討をしてまいりたい。 【法務省】要望内容の実現に当たっては、登記所から都道府県に情報を提供するための根拠規定の整理やシステムの整備が必要となることから、その必要性、費用対効果及び具体的な実現方法等について、総務省と検討を進めてまいりたい。
144	B 地方に対する規制緩和	その他	不動産取得税の課税資料と登記情報電子データの提供	【課税制度】不動産取得税は、地方税法第4条第2項第4号の規定により道府県が課するものであり、不動産を取得了した者に対する課税である(同法第73条の2第1項)。不動産の取得の事実については、不動産の取得者による申告(当該不動産の所在地の市町村における登記所)又は不動産の所在する市町村長が自ら行うことができる。 【支障事例】手書きで写すため多大な業務量になっている。これに加え、転記ミス、収集漏れなどの可能性があり、転記内容について改めて別の職員が確認を行っている。管内に複数の登記所がある場合は、それぞれ訪問する必要がある。このように、人的労力が多くなっている。※平成30年度収集実績：約1,000回	【提案実現による効果】法務局調査で閲覧した内容の書き写し誤りや把握漏れによる課税誤り、課税漏れを防ぐことができ、より適正かつ、公正な課税誤りが可能となるほか、収集事務の大幅な削減等がなされ、早期課税を行うことができる。 【支障事例】手書きで写すため多大な業務量になっている。これに加え、転記ミス、収集漏れ等に加え、事務所によては複数の法務局での資料収集が必要であることから、数日にわたり、複数人が出向いて調査を行っている。 【規制緩和の必要性】上記の状況から、地方税法を改正し、固定資産税に関する同法第382条第1項と同様の規定を設け、不動産取得税に係る業務の効率化や適切な課税をより強力に担保することである。	地方税法第20条の11、地方税法第382条	総務省、法務省	千葉県	(資料1)平成30年度不動産取得税課税事務効率化検討ワーキンググループ提言(総務省、法務省) (資料2)平成30年度不動産取得税課税事務効率化検討ワーキンググループ全国アンケート	青森県、岩手県、福島県、栃木県、神奈川県、富山県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県	○当県においては、登記所に出向くことなく、市町村より紙ベースでの登記済情報の提供を受け課税資料としている。資料が紙ベースであることから、賦課入力資料作成の際、誤って記入する事例があり、その確認作業に時間を使っている。 ○課税資料収集については、当県においても、県税事務所職員が毎月法務局に出向き、登記申請書を閲覧し、必要事項を手書きで写し直し、事務所での窓口・電話対応が手薄になるといった問題もある。 ○登記情報サービスは、費用面で利用できない状況である。 ○登記情報サービスは、費用面で利用できない状況である。 ○登記情報サービスは、費用面で利用できない状況である。 ○登記情報サービスは、費用面で利用できない状況である。 ○登記情報サービスは、費用面で利用できない状況である。 ○登記情報サービスは、費用面で利用できない状況である。 ○登記情報サービスは、費用面で利用できない状況である。	【経済省】現行制度では、不動産取得税に係る課税資料は固定資産税と密接に関連するため、都道府県は市町村が決定する当該不動産の価格とともに市町村経由で収集することとされているところであり、都道府県が課税資料を市町村経由で収集できない理由や連携上の課題等についてよく伺いながら、法務省と必要な対応を検討をしてまいりたい。 【法務省】要望内容の実現に当たっては、登記所から都道府県に情報を提供するための根拠規定の整理やシステムの整備が必要となることから、その必要性、費用対効果及び具体的な実現方法等について、総務省と検討を進めてまいりたい。	
157	B 地方に対する規制緩和	その他	許認可事務における法人事業登記簿謄本(登記事項証明書)の省略	法律や施行規則で法人登記簿謄本(登記事項証明書)の添付が求められるが、申請を受ける自治体側が内容を確認できれば、法人登記簿謄本(登記事項証明書)の添付を不要として、内容確認の手段として自治体が登記情報提供サービスを利用する際には、登記手数料及び協会手数料についての負担を減らすため、対象となる法律について同様の対応はなされないものと思われる。	法人である事業者が許認可等の申請を行う場合、法令の規定により、添付書類として法人登記簿謄本(登記事項証明書)が必要となることが多く、複数の申請を行う事業者にとって、申請の度に法人登記簿謄本(登記事項証明書)を準備することは時間的、コスト的に負担となっている。 平成30年の提案募集において、「登記情報提供サービスを地方公共団体の義務付けの廃止を求める」との提案がなされ、対応方針の記載内容は、「官署が義務付けられることを可能とし、2020年度から運用を開始する」とされている。ただし、対象となる法律が不動産登記法とされているため、法人登記簿謄本(登記事項証明書)について同様の対応はなされないものと思われる。	法人である事業者にとって、許認可等の申請毎の法人登記簿謄本(登記事項証明書)の提出が不要になれば、時間的にもコスト的にも負担の軽減に繋がり、行政手続の簡素化の観点から有意義である。	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律	内閣官房、総務省、法務省	大阪府、滋賀県、兵庫県、神戸市、和歌山县、徳島県、関西広域連合	埼玉県、新潟県、愛知県、島根県、福岡県	○公益法人・移行法人の届け出において法人の登記事項証明書の取得・提出の失念があり、取得し提出しなおしていただいた例がある。	登記事項証明書については、「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年7月20日デジタル・ガバメント開催会議決定)に基づき、行政機関間の情報連携の仕組みの構築を進めているところ、具体的には、法人の登記事項証明書について、行政機関間の情報連携の仕組みを2020年度(令和2年度)内に運用を開始する予定である。当該仕組みを利用して行政機関が法人の登記事項証明書に係る情報を確認することにより、申請者による法人の登記事項証明書の提出を不要とすることが可能となる。また、当該仕組みは、国の行政機関における情報連携の開始後、その実施状況を踏まえ、地方公共団体における情報連携についても検討していく予定である。	
178	B 地方に対する規制緩和	その他	戸籍法48条1項受理係明書の請求者の拡大および同条2項届書記載事項証明書の特別の事由の明確化	受理証明書について、請求を認められるケースとしては、児童扶養手当を受ける場合や、携帯電話の家計割りを申し込む場合等多岐にわたりが、戸籍がない外国人は、受理証明書か届書記載事項証明書によってか身分関係を証明できない。今後、身分関係を示す書類が必要なケースが増加するとは明白である。受取の実現により、外国人住民の利便性向上に加え、虚偽の請求等によるトラブルの回避にもつながる。 また、届書記載事項証明書について、戸籍法48条2項に規定されている特別の事由が具体的にどのような場合に適用できるかが明確にされておらず、発行可否を判断できないため、明確化を求める。	身分関係を証明する書類の提示を認められるケースとしては、児童扶養手当を受ける場合や、携帯電話の家計割りを申し込む場合等多岐にわたりが、戸籍がない外国人は、受理証明書か届書記載事項証明書によってか身分関係を証明できない。今後、身分関係を示す書類が必要なケースが増加するとは明白である。受取の実現により、外国人住民の利便性向上に加え、虚偽の請求等によるトラブルの回避にもつながる。 また、届書記載事項証明書について、戸籍法48条2項に規定されている特別の事由が具体的にどのような場合に適用できるかが明確にされておらず、発行可否を判断できないため、明確化を求める。	出入国管理及び難民認定法並びに法務省設置法の一部を改正する法律案が可決されたことにより、外国人労働者の受け入れが拡大され、今後、身分関係を示す書類が必要なケースが増加するとは明白である。受取の実現により、外国人住民の利便性向上に加え、虚偽の請求等によるトラブルの回避にもつながる。	戸籍法第48条第1項、第2項、第25条第2項、第49条第1項・第2項第3号	法務省	豊田市	豊小牧市、ひたちなか市、浦川市、柏市、川崎市、高山市、浜松市、浜崎市、春日井市、西尾市、豊明市、京都市、島本町、徳島市、宮崎市	○受理証明の請求は届出本人にしか認められておらず、委任状が準備できない場合や届出人が死亡してしまった場合等、届出人がない父母や子が必要としても取得できないといった事態が発生している。また、届書記載事項証明書は、極めて限られた場合にしか取得できないことから、外国人は身分関係の証明が困難になっている。 ○出生届の受理証明の届出人は父母のどちらかが通常だが、届出人とは別の配偶者が来た際に現状交付できない、成年被後見人がなくなつて、後見人が裁判所に提出するために必要と請求をしたが、判断がなかつた。	届書の受理又は不受理の処分は、届出人に対する処分であり、特に創設的届出につき、受理により身分関係が形成されたことを明らかにする必要があることから、戸籍法第48条第1項により受理・不受理についての証明書を市区町村長に請求する事が認められている。したがって、この請求は、受理又は不受理の処分の対象者であるが、当該届出人以外の者には認めることでできないものと考えられるため、要望に応じることは困難である。ただし、同条2項により、利害関係人は、特別の事由がある場合に限り受理した届書の記載事項証明書を取得することができる。記載事項証明書により身分関係を証明することができる。	

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
118	地方税法の規定では、市町村は県に不動産の取得事実及び不動産価格を県に通知する事例になっているが、この業務は、経費及び業務量の面で市町村に過大な負担となることから、本県では、登記所で登記申請書簿冊面開設、調査に必要な事項を手書きで入力票に書き写している。 また、市町村から紙で情報を入手しても電子データ化のためには県の費用負担が必要となる。仮に、電子データで入手できても、各市町村では県に渡すためのデータ化の費用を要するほか、システムが異なることから、県が活用するためには改めてフォーマットを修正など費用や時間が必要となる。 さらに、登記情報システムに対応する予定がない市町村もあり、全市町村から電子データを入手することは困難である。 これに対し、登記所からLGWANを通じて直接電子データ入手することで、次のメリットがある。 ① 県・市町村ともデータ化の費用や通知にかかる業務が大幅に軽減される。 ② 統一のフォーマットで全市町村のデータが入手可能となる。 ③ 登記情報システムに対応せずしていいる市町村も含め、全市町村のデータが入手可能となる。 以上の点から、法改正の上、固定資産税と同様の方法でLGWANを通じて電子データの入手を可能としている。 なお、最終的な提案実現を前提に、法改正や画期的システム対応がなされるまでの間は、登記所から県への全市町村分のデータ提供の仕組みの実効性を担保した上で、LGWAN以外での電子データの受け渡しも考えられる。 国の方を合せて、国全体としてのコストを最小化するという視点で御検討いただいたき、是非とも本提案の採用をお願いしたい。	—	【鳥取県】 県・市町村ともデータ化の費用や通知にかかる業務が大幅に軽減される。 統一のフォーマットで全市町村のデータが入手可能となる。 登記情報システムに対応せずしていいる市町村も含め、全市町村のデータが入手可能となる。 以上の点から、法改正の上、固定資産税と同様の方法でLGWANを通じて電子データの入手を可能としている。 なお、最終的な提案実現を前提に、法改正や画期的システム対応がなされるまでの間は、登記所から県への全市町村分のデータ提供の仕組みの実効性を担保した上で、LGWAN以外での電子データの受け渡しも考えられる。 国の方を合せて、国全体としてのコストを最小化するという視点で御検討いただいたき、是非とも本提案の採用をお願いしたい。	—	令和2年から、登記情報電子データがオンラインで登記所から市町村に提供される予定であり、市町村がこのオンラインで提供された登記情報電子データを都道府県に提供する方策をまずは検討すべきであるが、その場合において、現行規定で対応可能なデータ導入の意識ではなく、県が市町村からデータ形式で不動産取得の情報を収集するのが遠い将来のこととなってしまう。電子政府を推進するならば、市町村のシステム普及を待つのではなく、法務省が登記所から登記情報電子データの提供を受ける方策についても検討すべきであり、現行の協力要請規定で対応可能かどうかも含め、法的根拠を明らかにしていただきたい。 【山口県】 本県では、登記所から電子データで通知を受けている市町が少ないとから、県には紙ベースでの情報提供となるため、本県の事務効率化を繋がりにくい。 それに加え、課税漏れの懸念や補足情報収集が必要であることから、当初から登記所で登記申請資料を開示し、情報収集しているが、手書きでの調査となるため、多大な時間や人的労力を費やし、大きな負担となっている上、転記ミスによる課税誤りの懸れもある。 これらの対応によってもなお、市町村が登記済通知に係るデータを入手することが出来ないやむを得ない事情がある場合には、その事情に応じて個別に、地方税法第20条の11を根拠に直接登記所から登記済通知に係るデータを入手することを可能にする方策について、検討してまいりたい。	—	現行制度では、不動産の取得の事実について、地方税法第73条の18を根据に市町村は都道府県へ通知することになっており、登記済通知に係るデータについても令和2年1月の法務省の登記所からの通知に係る電子データ(以下この事項において「電子データ」という。)の不動産取得税の課税事務への利用については、市町村・特別区を含む。以下の事項において同じ。)が令和2年1月の登記情報システムの更改によりオンラインで得た電子データを用いて73条の18第3項における都道府県に通知することができる。市町村が登記所から電子データを入手する方策については、LWGWNを通じてそのまま都道府県へ転送すれば、市町村の負担は少ないのであり、多くの市町村で対応可能と認識している。 なお、現在登記所から市町村が登記済通知に係るデータの提供を受けるに当たっては、登記所と市町村の間に合意をしているところ、その合意の内容上、市町村から都道府県への登記済通知に係るデータの提供が許容されるのかが明確でないと指摘があるため、今後については、登記所及び市町村に対して周知してまいりたい。 これらの対応によってもなお、市町村が登記済通知に係るデータを入手することが出来ないやむを得ない事情がある場合には、その事情に応じて個別に、地方税法第20条の11を根拠に直接登記所から登記済通知に係るデータを入手することを可能にする方策について、検討してまいりたい。	5(法務省) (3) 地方税法(昭25法226) 382条に基づく登記所からの通知に係る電子データ(以下この事項において「電子データ」という。)の不動産取得税の課税事務への利用については、市町村・特別区を含む。以下の事項において同じ。)が令和2年1月の登記情報システムの更改によりオンラインで得た電子データを用いて73条の18第3項における都道府県に通知することができる。市町村が登記所から電子データを入手する方策については、LWGWNを通じてそのまま都道府県へ転送すれば、市町村の負担は少ないのであり、多くの市町村で対応可能と認識している。 (関係府省: 総務省)
144	地方税法第73条の18及び第73条の22では、市町村が不動産の取得の事実を把握した場合には、不動産の価格と合わせて都道府県に通知することとなっている。 今回、登記情報の電子データが登記所から市町村に提供され、かつ、そのデータについて市町村が都道府県に提供することを法務省が許容すれば、将来的には都道府県もデータの取得が可能になる、という考え方はこの規定を踏まえたものと考えられる。 しかし、令和2年1月の法務省システム更改によるオンラインで先立ち、平成18年3月から、登記所と市町村の間ににおいてUSBメモリーによる電子データの提供が可能となるが、実態としては、県内市町村が登記所から電子データを活用している例は把握していない。そのため複数考えられるが、主に市町村が課税業務に電子データを活用するためには多額の費用を要し、簡単には対応できないとと考えられる。 したがって、今後、オンライン化の環境が整備されたとしても、市町村が登記所の電子データシステム利用でき環境を整えない限り、市町村が登記所から電子データを取得し、そのデータが都道府県に提供される状況は実現しない。 こうした状況の下、早期に提案事項を実現させるために、地方税法による規定整備または関係機関との協力関係の確立によって、都道府県が登記所から電子データを直接取得することが最も良いであるとともに、現制度下の支障を改善する地方分権改革の趣旨にも沿つるものと考え、提案したものである。	有	【鳥取県】 本県では、登記所から市町村に提供され、かつ、そのデータについて市町村が都道府県に提供されることを法務省が許容すれば、将来的には都道府県もデータの取得が可能になる、という考え方はこの規定を踏まえたものと考えられる。 しかし、令和2年1月の法務省システム更改によるオンラインで先立ち、平成18年3月から、登記所と市町村の間ににおいてUSBメモリーによる電子データの提供が可能となるが、実態としては、県内市町村が登記所から電子データを活用している例は把握していない。そのため複数考えられるが、主に市町村が課税業務に電子データを活用するためには多額の費用を要し、簡単には対応できないとと考えられる。 したがって、今後、オンライン化の環境が整備されたとしても、市町村が登記所の電子データシステム利用でき環境を整えない限り、市町村が登記所から電子データを取得し、そのデータが都道府県に提供される状況は実現しない。 こうした状況の下、早期に提案事項を実現させるために、地方税法による規定整備または関係機関との協力関係の確立によって、都道府県が登記所から電子データを直接取得することが最も良いであるとともに、現制度下の支障を改善する地方分権改革の趣旨にも沿つるものと考え、提案したものである。	—	令和2年から、登記情報電子データがオンラインで登記所から市町村に提供される予定であり、市町村がこのオンラインで提供された登記情報電子データを都道府県に提供する方策をまずは検討すべきであるが、その場合において、現行規定で対応可能なデータ導入の意識ではなく、県が市町村からデータ形式で不動産取得の情報を収集するのが遠い将来のこととなってしまう。電子政府を推進するならば、市町村のシステム普及を待つのではなく、法務省が登記所から登記情報電子データの提供を受ける方策についても検討すべきであり、現行の協力要請規定で対応可能かどうかも含め、法的根拠を明らかにしていただきたい。 【山口県】 本県では、登記所から電子データで通知を受けている市町が少ないとから、県には紙ベースでの情報提供となるため、本県の事務効率化を繋がりにくい。 それに加え、課税漏れの懸念や補足情報収集が必要であることから、当初から登記所で登記申請資料を開示し、情報収集しているが、手書きでの調査となるため、多大な時間や人的労力を費やし、大きな負担となっている上、転記ミスによる課税誤りの懸れもある。 これらの対応によってもなお、市町村が登記済通知に係るデータを入手することが出来ないやむを得ない事情がある場合には、その事情に応じて個別に、地方税法第20条の11を根拠に直接登記所から登記済通知に係るデータを入手することを可能にする方策について、検討してまいりたい。	—	現行制度では、不動産の取得の事実について、地方税法第73条の18を根据に市町村は都道府県へ通知することになっており、登記済通知に係るデータについても令和2年1月の法務省の登記所からの通知に係る電子データ(以下この事項において「電子データ」という。)の不動産取得税の課税事務への利用については、市町村・特別区を含む。以下の事項において同じ。)が令和2年1月の登記情報システムの更改によりオンラインで得た電子データを用いて73条の18第3項における都道府県に通知することができる。市町村が登記所から電子データを入手する方策については、LWGWNを通じてそのまま都道府県へ転送すれば、市町村の負担は少ないのであり、多くの市町村で対応可能と認識している。 なお、現在登記所から市町村が登記済通知に係るデータの提供を受けるに当たっては、登記所と市町村の間に合意をしているところ、その合意の内容上、市町村から都道府県への登記済通知に係るデータの提供が許容されるかが明確でないと指摘があるため、今後については、登記所及び市町村に対して周知してまいりたい。 これらの対応によってもなお、市町村が登記済通知に係るデータを入手することが出来ないやむを得ない事情がある場合には、その事情に応じて個別に、地方税法第20条の11を根拠に直接登記所から登記済通知に係るデータを入手することを可能にする方策について、検討してまいりたい。	5(法務省) (3) 地方税法(昭25法226) 382条に基づく登記所からの通知に係る電子データ(以下この事項において「電子データ」という。)の不動産取得税の課税事務への利用については、市町村・特別区を含む。以下の事項において同じ。)が令和2年1月の登記情報システムの更改によりオンラインで得た電子データを用いて73条の18第3項における都道府県に通知することができる。市町村が登記所から電子データを入手する方策については、LWGWNを通じてそのまま都道府県へ転送すれば、市町村の負担は少ないのであり、多くの市町村で対応可能と認識している。 (関係府省: 総務省)
157	2020年度に国の行政機関間で登記事項証明書の情報連携ができる仕組みの運用が開始された後、予測されている地方公共団体における情報連携についての検討を確実にかつできる限り早期に行つていただきたい。また、当該仕組みは、地方公共団体が簡易に利用できるものとしていたい。	—	—	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	—	—	—	5(法務省) (6) 登記事項証明書の添付が必要な地方公共団体の手続 登記事項証明書(商業登記法(昭38法125)10条)の添付が必要な地方公共団体の手続について、国民の利便性の向上及び地方公共団体の実態等に関する調査を行ふ。その上で、地方公共団体を含む行政機関間の情報連携の仕組みの在り方にについて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省: 内閣官房及び総務省)
178	戸籍法48条第2項における「特別の事由」に該当するかどうかは個別具体的な検討により判断されるところだが、市町村判断で検討し発行可否を決めるという点でよろしいか。そうであれば、今回の支障については解決に至るものと考える。 市町村判断でないとする、地方法務局と検討することになるとと思われるが、発行基準が確立にならない以上、その都度照会をかけていく事務量や請求者の拘束時間が格段に増加することになる。 実務的な部分も考慮したうえで、市町村判断でということであればその旨を明記していただきたい。	—	【春日井市】 提出の実現に向けて、積極的な検討を求める。	—	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	—	記載事項証明書の請求が市町村長宛てにされた場合の当該請求の受否は、一次的には市町村長において判断していただくなるとなるが、その場合には、戸籍法第48条第2項の趣旨及び個別事例についての先例の解釈との整合性を図り、判断する必要がある。 なお、市町村長において、「特別の事由」の存否について疑義があるときは、管轄の法務局宛て照会願いたい。 よって、受理証明書の申請者が届出人に限られている理由については、一次回答でお示したとおりである。	—

法務省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
207	B 地方に対する規制緩和	その他	戸籍關係証明書のオンライン請求に係る本人確認の簡素化	法務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第4条第2項において、電子署名が必須とされているが、これを総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第4条第2項ただし書きと同様に、行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない旨を規定することを求める。	郵送での請求が可能な戸籍關係証明書の交付について、オンラインでの請求では電子署名を必須とする規定となっているが、マイナンバーカードが必要となり市民の利便性が向上する。	オンライン申請時にマイナンバーカードやICカードリーダーが必要となり市民の利便性が向上する。	法務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第4条第2項	法務省	市川市	川崎市、高山市	—	オンラインにより戸籍謄本等を請求する場合においては、電子署名を行わなければならぬとしている(戸籍法施行規則第79条の3第2項)。他方、行政手続等における情報技術の利用に関する法律施行規則第4条第2項ただし書きにおいては、電子署名のほか、行政機関の長が指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない」とされる。戸籍謄本等は、個人のプライバシーに係る個人情報が記載された證明書であり、請求者の本人確認は慎重に行われるべきものである。その点、電子署名はオンライン請求における本人確認の手段としては信頼性の高い方法であると考える。技術革新によって、電子署名よりも簡便かつ信頼性の高い方法が構築されると思われるが、現時点においては電子署名によるまかないと考えられる。したがって、要に応じることは困難と考える。	各府省からの第1次回答
208	B 地方に対する規制緩和	その他	一部事務組合における不動産の登記手続の簡素化	【一部事務組合】現状、一部事務組合が所持する不動産の登記手続において、法務局から一部事務組合の資格証明書(「一部事務組合」の名称、「所在地」)「管理者」を都道府県知事の名で提出する。 【支障事例】現状、一部事務組合の「名称」「所在地」「管理者」については、規約に基づき資格証明を行っている。 上記提出が困難であるならば、年間に登記申請を複数回行う団体があることを考慮し、資格証明書について法務局からの原本還付を認める。 【支障解消策】組合規約の確認や組合側への管理者の確認は、法務局窓口でも行い得るものである。また、規約等の真正性については、地方自治法に基づき設置された特別地方公共団体の執行機関たる管理者が「原本証明」することで担保されるものと考えられる。	地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するため設ける特別地方公共団体であり、構成団体の協議を経た協議により規約を定め、都道府県知事の許可を得て設置されるもの。	一部事務組合にとっては、登記手続が当該組合の内部手続のみで完了することになり、また、都道府県においては、煩雑な事務手続き(年間10~20件程度)が不要となるなど行政の効率化が図られる。	なし	法務省	静岡県、埼玉県、南大衛生プラント組合、三島市北三ヶ市町箱根組合、三島市外立木市町箱根山組合、三島函南広域行政組合、富士市東消防組合、裾野市長谷町衛生施設組合、伊豆市沼津市衛生施設組合、御殿場市、小山町広域行政組合、駿豆学園管理組合、立山組合、志太広域事務組合、大井上水道立水園、駿遠学園管理組合、牧之原市立水園、相模湖組合、相浦組合、袋井市森町庄城行政組合、浜名湖琵琶企画、浜名学園組合、東遠工業用水道企業団、掛川市・袋井市病院企業団	宮城県、長泉町	○同様の事例として、農政局への肥料取締法に基づくコンポストの登録証の住所変更手続きについて、一部事務組合の資格証明書の提出を求められた事例があり、都道府県は證明根拠を有しておらず対応が難しい。	一部事務組合が登記手続を行う際には、添付情報の一つとして、当該一部事務組合の代表者の資格を証する情報を提供する必要があり(不動産登記令(平成16年政令第379号)第7条第1号)、登記官は、提供された情報をもとに申請人が一部事務組合の代表者であることを確認しているところ、一部事務組合は、総務大臣又は都道府県知事の許可を得て設立され、その組織の事務及び規約の変更等についても、総務大臣又は都道府県知事への届出が必要とされていることから、当該一部事務組合の代表者の資格を証する情報としては、当該一部事務組合の設立許可等を行った総務大臣又は都道府県知事が当該一部事務組合の「名称」、「所在地」、「代表者(管理者等)」を証明した書面を提供するよう求めざるを得ない。「設立許可書の写し」や「組合規約」では、登記申請時点でにおける一部事務組合の代表者を確認することができ、登記の真正性を担保することができないことが、当該一部事務組合の代表者の資格を証する情報として「設立許可書の写し」や「組合規約」で足りるとする取扱は困るである。他方で、登記申請の添付書面の原本還付については、不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第5条第1項により、当該申請のために作成された書面等を除き、還付することが認められており、総務大臣又は都道府県知事が作成した證明書についても、他の登記申請において使用するものであれば、現行の制度においても還付に応じているところである。	各府省からの第1次回答

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
207	御回答の趣旨については承知した。 しかし、現状の電子署名による本人確認は、請求者がPCとICカードリーダーを用意しなくてはならないことから、利便性が高いシステムとは言えないと考えている。 今後の技術革新により、安全性を確保しつつ請求者の利便性の向上が図られる場合には、積極的な対応をお願いしたい。	—	—	—	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	—	一次回答により御理解いただいたものと認識。	—
208	一部事務組合から届出義務等のある規約の内容については、都道府県で証明等せざるを得ないことは承知した。 また、添付書類の原本返付により一定の事務の効率化が見込まれるため、今後一部事務組合に周知を図っていく。	—	—	—	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	—	一次回答により御理解いただいたものと認識。	—

法務省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
229	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条に基づく通報対象者の基準の明確化	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条では、「矯正施設の長は、精神障害者又はその疑いのある収容者を移設、退院又は退所させようとするときは、(略)都道府県知事に通報しなければならない」と規定する。この規定による申請、通報又は届出のあつた者について調査の上必要なと認められるときは、その指定する指定医をして診察させなければならない。」とされている。	【現状】現在、通報対象者が明確でないため、矯正施設から単なる不眠により睡眠薬を服用している者についても、同法第26条に基づく通報がなされている場合等があり、県及び矯正施設にとって必ずしも必要とは認められない事務手続きが発生している。そのため、通報を受ける自治体において、通報対象者一人一人に対する対応が十分に行えず、支援が必要な対象者を見逃す恐れがある。	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条では、「矯正施設の長は、精神障害者又はその疑いのある収容者を移設、退院又は退所させようとするときは、(略)都道府県知事は、第二十二条から前条までの規定による申請、通報又は届出のあつた者について調査の上必要なと認められるときは、その指定する指定医をして診察させなければならない。」とされている。	法務省、厚生労働省	九州地方知事会共同提案(事務局:大分県)	宮城県、仙台市、福島県、千葉市、川崎市、石川県、浜松市、京都府、大阪府、兵庫県、南あわじ市、広島市、徳島県、熊本県	○法律の条文を字義通りに解釈するあまり、「矯正施設内の精神科医の判断においても措置診察の必要性はない」とする出所者についても通報がなされているが実態である(参考文献…平成26~30年 通報件数108件うち要診察件数2件、うち措置入院件数2件)。通報についての事例については矯正施設内の精神科医の判断によって少なからぬ措置診察を実施する必要性がある者に限ることとし、かつ「被収容者は知らない」とされ、法第27条において、「都道府県知事は、第二十二条から前条までの規定による申請、通報又は届出のあつた者について調査の上必要なと認められるときは、その指定する指定医をして診察させなければならない。」とされている。	精神保健福祉法第26条に基づく矯正施設の長からの都道府県知事に対する通報の取扱いに関する考え方については、提案自治体から提出された支障事例等を踏まえ、関係府省と協議しつつ、対応方針について検討してまいりたい。		
274	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	所有者不明空き家に対する地方公共団体への財産管理人選任申立権の付与	所有者不明空き家の活用・除却の促進には、財産管理人制度(所有者財産管理人:民法第951条～第959条)の活用が有効であるが、現行では、「利害関係人」として認められる場合でなければ、地方公共団体であっても財産管理人選任の申立てができることとされている。	所有者不明の空き家に対し、地方公共団体による財産管理人制度の活用が可能になることにより、所有者不明の空き家の活用が促進される。	民法第25条～第29条(所有者財産管理人)、民法第951条～第959条(相続財産管理人)、空家等対策の推進に関する特別措置法	総務省、法務省、国土交通省	指定都市市長会	いわき市、須賀川市、ひたちなか市、多治見市、豊橋市、春日井市、大阪府、八尾市、米子市、大村市、宮崎市	○本市においても、所有者のいない空き家を「特定空家等」に認定したうえで、財産管理人制度を活用した例がある。しかし市内には所有者が不明の空き家(特定空家等にはまだ認定できない)があり、対応に苦慮している。 ○これまでに5件の相続財産管理人制度を活用し、うち2件が完了の見込みである。いずれも空家の担当課ではなく、固定資産税を債権とする税担当課が申立てを行った。相続財産管理人制度を活用しているといえるが、債権のある物件に限ること、税担当課との調整が必要などなど、空家担当課が実施したいのと必ずしも一致とは限らないのが現状といえる。 ○本市は、条例に基づく応急措置を行った所有者不明空家に関する措置費用について、債権を有する「利害関係人」として財産管理人選任の申立てを行った事例がある。現行の制度では空家の所有者調査で取得できる情報については課税に必要な情報に限られており、利害関係者は、申立て人ではなく、市税の滞納状況等の債権の有無が不明であるため、空家対策部局において、何らかの措置を行わない限り利害関係人となり得ず、空家が老朽化し、措置が必要になるまで放置する事例が見受けられる。 ○当市では、財産管理人制度活用の実績はないが、老朽化した空家の危険性を考えると、実効性を伴う手法で速やかに対応することを望まれる。そのような観点から、早期に「申立権」を付与することは有益であると考える。 ○当市においても法定相続人全員による相続放棄がなされた空き家が多数あり、対応に苦慮しているところである。管理不全な状態がどんどのなか、建物の状態が良好使用できるものもあるが、利害関係人が存在しないため、老朽化していくのを何でもさすに見ているだけとなっているケースがある。一方で、危険性が著しく高い空き家に対しては、特許空家等の認定を行って、行政が利害関係人として財産管理人の申立てが可能なことを提訴団体の事例により認識している。提訴にあたっての立派な権利付与は、危険性が無い所有者不在の空家を流通させるために有効なものと考えるが、申立てて甲斐裁判所への手続金納付に対する負担軽減が必要と考える。 ○すでに相続人が全員相続放棄をしていることが確認されているにも関わらず、特許空家に認定されば老朽化していない空家が一定数存在する。そういう空家の解消が期待できる。 ○当市には、相続人不存在の特許空家等(母屋・小屋)が存在していたが、市道沿いの小屋が、市道側へ倒壊するおそれがあったため、耐震改修工事を実施して除却を行った。しかし、母屋は依然敷地内に残っており、相続人不存在の案件として対応に苦慮している。現に、(1)「利害関係人」として認められる場合でなければ、財産管理人選任の申立てができるないとされているが、直接の利害関係のない場合でも市が、裁判所へ財産管理人選任の申し立てを行うことができるようになれば、特許空家等の除却を進めることのできると思われる。	【総務省】空き家管理のための財産管理制度の活用は、国土交通省が把握しているだけでも163件の実績(平成27年5月～平成30年10月)があり、地方公共団体が空家等に対する債権を有していない場合に財産管理制度を活用した事例も含めて、国土交通省においてすでに事例集を策定して周知を図っているところである。 【法務省】現行法においても、市町村は、利害関係があると認められる場合には、不在者の財産管理人の選任等の申立てをすることができる。そして、この利害関係は、申立て人である市町村が不在者等に対して租税債務を有する場合に限って認められるものではなく、空家の所有者が不在者等となっている場合においても、個別の事情に応じて、市町村が不在者等の財産の管理についての利害関係を有する場合に認められる場合には、適切に財産管理人が選任されているものと認識している。 【国土交通省】したがって、ご指摘の法改正の要旨については、所有者の利益の保護という財産管理制度の趣旨について、不動産の利害関係者に対する影響を考慮するものと考えられる。なお、空家の敷地が所有者不明土地であり、土地の適切な管理のために特に必要があると認められるときは、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)第38条により、地方公共団体の長等は、利害関係の有無を問わず、不動産の財産の管理人の選任等の申立てができるところ、管理人は所有者の財産の全般を管理することができるため、空家と敷地の所有者が一一致する場合には、管理人において空家についても管理をすることができると想定される。		

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和元年の方針等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
229	国において、法第26条による通報を行う矯正施設を対象に通報の現状等を調査し、実態把握に努めていただきたい。その上で、「具体的な支障事例」に記載しているような事例が生じないよう、通報対象者及び運用に係る基準を明確にしていただきたい。	—	—	—	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。			5【法務省】 (1)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123) 矯正施設の長からの都道府県知事及び指定都市市長に対する通報(26条)については、通報の対象となる収容者を明確にするとともに、通報の取扱いに係る都道府県及び指定都市の事務負担を軽減するための方策を、都道府県及び指定都市等に令和2年内に通知する。 (関係府省:厚生労働省)
274	国土交通省の公表している事例集においては、空家等に対する債権を有していないても、空家特措法上の責務があることを理由に地方公共団体に申立権が認められた事例も記載されているが、京都市においては、家庭裁判所から、債権を有していないければ申立ては困難という見解を示されている。空家特措法上の責務を理由に利害関係人として認めることが可能な場合については、国から統一的な解釈が示されているわけではなく、裁判所によって対応にばらつきが出ていていることから、地方公共団体が必要に応じて自らの判断で申立てを行うことができるよう、地方公共団体に対して財産管理人選任申立権を付与すべきである。 法務省の一次回答では、「法改正の要否については、不在者等の利益の保護という財産管理制度の趣旨を踏まえ、慎重な検討をする」とのことだが、不在者等の利益の保護という観点を踏まえた上で、今回求める措置は不在者等の利益を損なうものではなく、公益性及び必要性が高いことに鑑み、慎重な検討ではなく積極的な検討をお願いしたい。 また、法務省の一次回答では、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第40号)第38条の特例の活用について言及されているが、この特例は、 ・建築物の部分にのみ管理不全状態がある場合 ・土地と建築物の所有者が異なる場合 には、空家対策に活用できないのではないか。財産管理制度の十分な活用のため、今回提案の措置について、再度検討をお願いしたい。	—	【米子市】 提案特集によって、地方公共団体が空家等に対する債権を有していない場合の財産管理制度の活用事例を示していくことは承知しているが、地方公共団体が財産管理制度選任を申し立てができる「利害関係人」にあたるかどうかについて、は、個別案件による判断となっており、地方公共団体としては慎重にあらざるを得ず、特定空家等の改善に向けた取組が進めていく状況にある。所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第38条の規定と同様に、所有者不明の空き家に対する地方公共団体の財産管理制度選任申立権を付与すべきである。 法務省の一次回答では、「法改正の要否については、不在者等の利益の保護という観点を踏まえた上で、今回求める措置は不在者等の利益を損なうものではなく、公益性及び必要性が高いことに鑑み、慎重な検討ではなく積極的な検討をお願いしたい。 また、法務省の一次回答では、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第40号)第38条の特例の活用について言及されているが、この特例は、 ・建築物の部分にのみ管理不全状態がある場合 ・土地と建築物の所有者が異なる場合 には、空家対策に活用できないのではないか。財産管理制度の十分な活用のため、今回提案の措置について、再度検討をお願いしたい。	—	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○提案団体や追加共同提案団体の事例のように、空家対策の一環として地方公共団体が財産管理制度を活用しようとした際に、民法第26条及び第952条の「利害関係人に該当しないことを理由として、財産管理制度選任の申立てが認められなかった、あるいは断念した事例」については、その実態を適切に把握していただきたい。 ○特定空家に限らず、空家に関する必要な措置を適切に講ずる空家対策法上の責務は全ての市町村が負うにもかかわらず、財産管理制度を活用しようとしても、債権を有している者の事情により「利害関係人」として認められる場合でなければ当該制度を活用できない現状を踏まえ、一定の場合には、地方公共団体に申立権を付与し、財産管理制度の活用を促進すべきではないか。 ○所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法において、周囲に悪影響を及ぼしている「土地」については財産管理制度の申立権に係る特例が既に設けられているが、この特例が活用できないケースにおいて、周囲に悪影響を及ぼしている「空家」について財産管理制度の申立てが可能となるよう、空家対策法上にも同様の特例を設けるべきではないか。 ○法務省の第一次回答では、「法改正の要否については、不在者等の利益の保護という財産管理制度の趣旨を踏まえ、慎重な検討をする」とのことだが、不在者等の利益の保護という観点から考えても、「土地」については申立権の特例を認めて、「空家」については申立権の特例を認めない理由はないのではないか。	【総務省、国土交通省】 提案事項に係る実態を確認するため、地方分権改革推進室とともに、各市町村の空家担当部局に対しアンケートを行い、その結果を踏まえて、検討することとした。 【法務省】 ご提案については、今後、自治体に対する調査の結果を踏まえ、空家対策における市町村の役割やその負担の在り方等の行政的観点から検討が行われるものと承認しているが、法務省としても、空家対策において市町村が果たす役割を明示しつつ、市町村に令和2年内に周知する。 (関係府省:総務省及び国土交通省)	5【法務省】 (4)空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) 空家等対策における財産管理制度の活用については、債権を有していない場合であっても、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が行った不在者財産管理制度(民法(昭29法89)第25条1項)又は相続財産管理制度(同法952条1項)の選任の申立てが認められた事例を、空家等対策において市町村が果たす役割を明示しつつ、市町村に令和2年内に周知する。 (関係府省:総務省及び国土交通省)